

Hyogo クビアカツヤカミキリ見張り隊設置要綱

(目的)

第1条 兵庫県内において、県民と行政が一体となったクビアカツヤカミキリの監視活動を実施することにより、クビアカツヤカミキリによる生態系等への被害拡大防止を推進するため、Hyogo クビアカツヤカミキリ見張り隊（以下「見張り隊」という。）を設置し、県民の活動を支援する。

(見張り隊の応募要件)

第2条 クビアカツヤカミキリの防除に関する県の施策を理解し、推進する意欲を有する者で、県内に居住し、小学1年生以上であること。（18歳未満である場合は、保護者の承諾を得られる者に限る。）

(入隊)

第3条 見張り隊へ入隊しようとする者は、「Hyogo クビアカツヤカミキリ見張り隊入隊申請書（様式第1号）」を、県へ提出するとともに、県が開催する講習会等を受講する。

2 県は、前項の申請書を提出し、講習会等を受講した者を、見張り隊の隊員（以下「隊員」という。）として委嘱する。

3 県は、前項の規定により委嘱を行ったときは、「Hyogo クビアカツヤカミキリ見張り隊隊員証（様式第2号）」を交付する。

4 隊員は、200名程度とする。

5 委嘱期間は5年程度とする。ただし、やむを得ない場合、期間の途中で終了するものとする。

(隊員の報酬等)

第4条 県は、隊員としての活動に係る報酬、費用弁償、補償費等は一切支払わない。

(隊員への支援)

第5条 県は、必要に応じて隊員に対し下記の支援を実施する。

(1) クビアカツヤカミキリの発見に必要な資材の提供

(2) その他隊員の活動に係る必要な事項

(隊員の活動内容等)

第6条 隊員は、日常生活において下記の活動を自発的に行うものとする。

(1) クビアカツヤカミキリ発見に係る通報及び情報提供

(2) その他クビアカツヤカミキリ防除に係る必要な事項

2 隊員は、クビアカツヤカミキリの監視のため、私有地等への立入を行う責務や権限を有するものではない。

3 隊員は、その活動から得た情報をもって、自己の営業活動に利し、又は他者の営業活動を妨害してはならない。

(活動地域)

第7条 隊員が活動する地域（以下「活動地域」という。）は、兵庫県内とする。

(除隊)

第8条 県は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、隊員を除隊させることができる。

- (1) 転出等により、県内を活動地域とすることが困難になったとき
- (2) 法令違反等隊員にふさわしくない行為を行ったとき
- (3) 当要綱の定めを違反したとき
- (4) その他、隊員として活動できなくなったとき

(秘密の保持)

第9条 県は、隊員から得られた情報に関して、情報提供者の職、氏名等を外部に漏洩してはならない。

(見張り隊の基地等)

第10条 見張り隊を統括する基地を、兵庫県環境部自然鳥獣共生課に設置し、自然鳥獣共生課長を隊長とする。

(その他)

第11条 その他、要綱に定めがない事項については県が定める。

附則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

この要綱は、令和8年6月23日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

兵庫県環境部自然鳥獣共生課長 様

Hyogo クビアカツヤカミキリ見張り隊入隊申請書

氏名

下記のとおり、「Hyogo クビアカツヤカミキリ見張り隊」への入隊を申請します。

記

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
住所	
受付番号	

※ ここに記載された個人情報は、他の用途には一切使用いたしません。

隊員証

様

あなたのHyogoクビアカツヤカミキリ
見張り隊への入隊を許可します。

期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
令和 年 月 日

兵庫県環境部自然鳥獣共生課長

〇〇 〇〇 印